

## 健康福祉課

問い合わせ 健康福祉課(保健センター内)子育て支援係 まで

## 父子家庭のみなさまへ 児童扶養手当のお知らせ

法改正により、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父も児童扶養手当の支給対象とされることになりました。(平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。)  
児童扶養手当の支給を受けるためには申請(認定請求)が必要です。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は？

父母が婚姻を解消した子どもや母が死別した子ども等について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

手当額(月額)は？

受給資格者(ひとり親家庭の父等)が監護・養育する子どもの数や受給資格者等の所得等により決められます。(所得制限があり、全額支給停止になる場合もあります。)

児童1人の場合 全部支給：41,720円、一部支給41,710円～9,850円

児童2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

父子家庭の方が受給するためには？

健康福祉課において申請(認定請求)が必要です。申請については以下のとおりです。

既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請できます。

平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取り扱いとなります。

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方

平成22年11月30日までに申請をすれば「8月分」から支給されます。

・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

平成22年11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

8月～11月分が支給されるのは12月です。

平成22年11月30日を過ぎると、「申請月の翌月分」からの支給となりますので、お早めに手続きをしてください。

問い合わせ

申請にあたっては、ご家庭の状況等により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

## 産業課

問い合わせ 産業課 林業振興係 まで

## 平成22年度町有林こけ山入山権を下記のとおり入札します

入札日程

入札説明及び図面の閲覧

閲覧期間 8月24日(火)～27日(金)

時間 午前9時～午後4時まで、  
ただし27日(金)は午後3時まで

場所 役場本庁2階 産業課林業振興係

入札及び開札

入札 8月27日(金)午後4時

開札 8月27日(金)午後4時

場所 八百津町役場 北第2会議室

入札参加者は所定の入札書を持参し時間までにお集まりください。

入山期間

9月15日から11月10日まで

(いかなる状況においても入山期間の変更は認めません)

その他

入札地であっても、町の指示で入山する場合は、入山の拒否をすることはできません。その他、八百津町契約規則によります。

入札地一覧

番号	場所(字)
1	岩ヶ谷、天永山、田ノ洞
2	梅香洞、樋口、碓洞、古山の神、長滝
3	築峰、築峰谷、水呑
4	朴ノ木
5	雛ヶ洞
6	清久籾(町道西山線下)
7	橋ヶ洞、間戸ヶ峰、釜ヶ洞(町道西山線上)
8	登倉
9	奥釜ヶ平、風遍、実滝
10	笹ヶ平
11	藤山、龍登
12	蛇ヶ谷、乳母立

